

新潟市重度障がい者等就労支援特別事業の概要

新潟市では、障がい者の就労機会の拡大を図るため、福祉施策と雇用施策が連携して、重度障がいのある方が就労する場合の通勤や職場における支援を行います。

1 対象となる方

重度訪問介護の支給決定を受けている方で、市内に居住地があり、以下に当てはまる方

●民間企業に雇用されている場合

週当たりの所定労働時間が **10 時間以上**の方、又は、当該年度末までに当該企業が **10 時間以上に引き上げることを目指すこと**が支援計画書において確認できる方

※ただし、就労継続支援 A 型事業所の利用者は除く。

※民間企業等で役員として勤務されている方で、かつ、雇用保険加入の場合は、「民間企業に雇用されている方」に該当します。

●自営業者等（※）の場合

自営等に従事する時間が週当たり **10 時間以上**の方で、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれる方

※自営業等とは、国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外の方を指します。

民間企業等で役員として勤務されている方で、かつ、雇用保険未加入の場合は、「自営業者等」に該当します。

2 支援の内容

●民間企業に雇用されている場合

民間企業が重度障がいのある方を雇用するにあたり、独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構（以下、JEED という。）の障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下、助成金という。）を活用して、職場介助や通勤援助を委託しても、さらに支援を必要とする場合に、障害福祉サービス（重度訪問介護）と同等の支援を行います。

支援内容	JEED の助成金	本事業※ ⁴
職場介助	- 文書の朗読や作成 - 機器の操作や入力作業※¹ - 業務上外出の付き添い※² 等	- 喀痰吸引 - 姿勢の調整 - 安全確保のための見守り等の支援 等
通勤援助	各年度 3 か月まで※ ³	各年度 4 か月目以降

※¹ 文・デザインの創案は除く。

※² 介助者による自動車の運転を除く。

※³ 公共交通機関を利用する場合に限る。

※⁴ 本事業の利用申請にあたっては、雇用先の事業主が JEED へ助成金を申請することが前提です。

また、業務中の休憩時間に職場介助が必要な場合も本事業の支援対象です。

●自営業等の方の場合

JEED の助成金の対象外であるため、1 か月目から本事業単独で支援を行います。

3 支援提供者

重度訪問介護事業を行う指定障害福祉サービス事業者

※本事業の実施事業所として登録している事業者のみ支援提供ができます。

登録していない事業者からの支援提供を希望される場合は、事業者より、別途、登録申請手続きが必要です。

登録事業者は、別紙「新潟市重度障がい者等就労支援特別事業実施事業者一覧」をご確認ください。

4 利用料の上限

8時間／日、160時間／月

5 利用者の負担

本事業利用に要した費用の1割

※利用者負担額の上限額は、重度訪問介護の支給決定時において認定されている額と同額となります（障害福祉サービスとは別に、本事業に対して上限額が設定されます）。

なお、市民税非課税世帯の方の利用負担はありません。下表を参照ください。

対象	月額負担上限額
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
市民税課税世帯（所得割16万円以上）	37,200円

6 利用決定期間

利用開始日から同年度の3月末日まで

※通期援助は、各年度4か月目以降から3月末日までです。

※翌年度も利用を希望する場合は、利用決定期間満了日までに更新の申請手続きが必要です。

7 利用の申請

以下の書類を居住区の区役所健康福祉課 障がい福祉係・障がい福祉担当へ提出してください。

提出書類	備考
利用申請書（別記様式第5号）	
重度訪問介護の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し	
支援計画書	民間企業に雇用されている方は、事前にJEEDの確認を受けたものを提出
雇用されていることを証明する書類の写し（雇用契約書等）	民間企業に雇用されている方のみ要提出
自営業者等であることを証明する書類の写し（開業届等）	自営業者等の方のみ要提出
同意書	

※全体の流れについては、別紙「利用の流れ」をご覧ください。

8 問合せ先

●JEEDの助成金に関すること

独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構（JEED）新潟支部

電話番号 025-226-6011

●特別事業に関すること

新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係

電話番号 025-226-1249

●特別事業の利用申請手続きや利用料の請求に関すること

各区役所 健康福祉課 障がい福祉係・障がい福祉担当（直通番号）

【北 区 役 所】025-387-1305

【東 区 役 所】025-250-2310

【中央区役所】025-223-7207

【江南区役所】025-382-4396

【秋葉区役所】0250-25-5682

【南 区 役 所】025-372-6304

【西 区 役 所】025-264-7310

【西蒲区役所】0256-72-8358